

# 御嵩町国民健康保険特定健康診査データ分析 及び受診勧奨委託業務プロポーザル募集要領

令和6年1月15日  
御嵩町  
民生部保険長寿課

# 御嵩町国民健康保険特定健康診査データ分析及び受診勧奨委託業務 プロポーザル募集要領

## 第1 事業目的

御嵩町は、「御嵩町第4期特定健康診査等実施計画」の目標受診率60%を達成するため、特定健康診査未受診者に対する勧奨等事業を実施する。

この事業をより効果的、効率的に実施するため、事業の目的を十分理解し、より高い専門性を有し、十分な知識と実績を備えた事業者へ委託し、そのような事業者を選定するために公募型プロポーザルを実施する。

本事業は、令和6年度の御嵩町当初予算成立を前提とした事前準備手続きであり、当該予算成立後に効力が生じます。そのため、当該予算の成立をみなければ、提案を公募したことに留まり、いかなる効力も発生しませんので、あらかじめご承知願います。

なお、上記の件に伴い、プロポーザル参加者または受託予定者において損害が生じた場合にあっても、御嵩町においては、その損害について一切負担しません。

## 第2 募集の内容

### 1 委託業務名

御嵩町国民健康保険特定健康診査データ分析及び受診勧奨委託業務

### 2 業務内容

別紙『御嵩町国民健康保険特定健康診査データ分析及び受診勧奨委託業務  
プロポーザル仕様書』のとおり

### 3 委託業務期間

契約締結日から令和7年3月31日(月)まで

### 4 委託料の上限

3,882,000円(消費税及び地方消費税額を含む)

## 第3 プロポーザルに係る事項

### 1 プロポーザル参加の要件

- ① 日本国内に本社、本店を置いている法人であること。
- ② 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に該当しない者であること。
- ③ 役員に、次のア又はイのいずれかに該当する者がいないこと。
  - ア 破産者で復権を得ない者
  - イ 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- ④ 次のアからウまでのいずれかに該当する者でないこと。

- ア 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、御嵩町が別に定める手続きに基づく入札参加資格の受付がなされている者を除く。）
- イ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続きの申立て（同法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。以下同じ。）がなされている者（同法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、御嵩町が別に定める手続きに基づく入札参加資格の受付がなされている者を除く。）
- ウ 破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づき破産手続開始の申立てがなされた者及びその開始決定がされている者（同法附則第 3 条第 1 項の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係るものを含む。）
- ⑤ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。
- ⑥ 御嵩町から御嵩町競争入札参加資格停止措置要領（平成 4 年訓令甲第 8 号）に基づく資格停止措置を、プロポーザル参加申込期限日から評価委員会の日までの期間内に受けていないこと。
- ⑦ 宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人でないこと。
- ⑧ 最近 3 年間、本店及び支店、営業所等が都道府県税、市町村税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- ⑨ 御嵩町から御嵩町が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱（平成 22 年訓令甲第 41 号）に基づく入札参加資格停止措置を、プロポーザル参加申込期限日から評価委員会の日までの期間内に受けていないこと又は同要綱別表に掲げる排除措置要件に該当しないこと。
- ⑩ 評価委員会の会議の日において御嵩町の入札参加資格者名簿（委託業務）に登録されている者であること。
- ⑪ 過去 5 年以内に地方公共団体等の受診勧奨業務実績があること。
- ⑫ 個人情報や企業情報等の情報セキュリティについて、社内ルールや法定遵守（コンプライアンス）の仕組みが整備されていること。

## 2 業務に関する計画書(業務実施等)の作成

以下の項目について、業務に関する計画書(業務実施等)（様式第 5 号）により、事業を企画・提案してください。なお、業務に関する計画書(業務実施等)は、日本工業規格 A 4（一部 A 3 版資料折込使用可）とします。また、企画書で使用する言語は日本語、通貨は円とします。

### (1) 応募の動機等

- ① 応募した動機
- ② 特定健康診査に対する理解

### (2) 基本方針

- ① 法人の運営理念
- ② 業務に対する理念
- ③ 業務にあたっての法令遵守、公正・中立性確保の方策

**(3) 運営体制の確保**

- ① 担当職員の実施体制
- ② 担当職員の相談など体制

**(4) 危機管理**

個人情報の管理体制及び職員への周知

**(5) 業務実施方針・実施計画等**

別紙仕様書「6 委託業務内容」を参照し、以下の実施方針・実施計画を提出してください。

- ① データ分析業務
- ② 受診勧奨業務
- ~~③ 受診勧奨結果の検証~~

**(6) その他、法人の強みを活かした独自の取組**

法人独自のデータ分析、受診勧奨方法、特許の取得等、法人の強みを活かした独自の取組について記載してください。

~~**(7) 事業の実施体制**~~

- ~~① 本業務に類する事業の実施実績（実績がある場合に記入）~~
- ~~② 業務の実施体制~~
- ~~③ 業務実施責任者の知識・経験・資格等本事業の目的を達成するための事業実施体制について記載してください。~~

**(8) 業務実績**

別紙様式第6号に記載してください。

**3 全体スケジュール**

項目	時期
①データ分析	令和6年 5月
②グループ又は対象者の選別	令和6年 6月
③第1回勧奨通知	令和6年 7月
④第2回勧奨通知	令和6年 9月
⑤中間報告	令和6年10月
⑥実績報告	令和7年 3月

## 4 プロポーザルの手続等

### (1) スケジュール

項 目	日 程
① 募集要領等の公表・配布	令和6年1月15日(月)～令和6年1月26日(金)
② 募集要領等に関する質問受付	令和6年1月15日(月)～令和6年1月22日(月)
③ プロポーザル参加申込受付	令和6年1月15日(月)～令和6年1月26日(金)
④ プロポーザル企画提案書受付	令和6年1月15日(月)～令和6年2月9日(金)
⑤ プロポーザル評価委員会	令和6年2月中旬ごろ(予定)
⑥ 審査結果の通知・公表	令和6年3月上旬ごろ(予定)

### (2) 募集要領等の公表・配布

#### ① 公表・配布期間

令和6年1月15日(月)～令和6年1月26日(金)

午前8時30分～午後5時00分

ただし、土曜日、日曜日、祝祭日等閉庁日は除きます。

#### ② 配布場所

御嵩町役場民生部保険長寿課国保年金係

〒505-0192 可児郡御嵩町御嵩 1239 番地 1 御嵩町役場本庁舎 1 階

※募集要領等は、御嵩町のホームページからも入手できます。

御嵩町ホームページ(<https://www.town.mitake.lg.jp>)>事業者トップページ>

事業者向け情報>プロポーザル方式等の募集・結果公表

※郵送での配布は行いません。

### (3) 説明会の開催、募集要領等に関する質問書の受付及び回答の公表

#### ① 説明会の開催

説明会は開催しません。

#### ② 質問書受付期間

令和6年1月15日(月)～令和6年1月22日(月) 午後5時00分まで

#### ③ 質問書提出方法

プロポーザルに参加するに当たって質問事項がある場合は、質問書(様式A)を事務局宛てにファックス又は電子メールにファイル(ファイル形式は、Microsoft Wordとしてください。)を添付して提出してください。

※提出した場合は、届いていることを電話にて確認してください。

FAX 0574-67-1875

電子メールアドレス nenkin@town.mitake.lg.jp

#### ④ 回答

質問に対する回答は、競争上の地位その他正当な利害を害するおそれのあるものを除き、随時、御嵩町ホームページにて公開します。

御嵩町ホームページ(<https://www.town.mitake.lg.jp>)>事業者トップページ>事業者向け情報>プロポーザル方式等の募集・結果公表

#### (4) プロポーザル参加申込書の受付

##### ① 参加受付期間

令和6年1月15日(月)～令和6年1月26日(金)

午前8時30分～午後5時00分

ただし、土曜日、日曜日、祝祭日等閉庁日は除きます。

##### ② 提出方法

プロポーザル参加希望者は、募集申込書（様式第1号）を事務局まで持参又は郵送により提出してください。

郵送の場合も、令和6年1月26日(金)午後5時00分必着となります。また、郵送の場合は、必ず「簡易書留」としてください。

##### ③ 提出書類

募集申込書（様式第1号）

法人概要及び法人実績（様式第2号）

役員等名簿（様式第3号）

#### (5) 企画提案書類の受付

##### ① 受付期間

令和6年1月15日(月)～令和6年2月9日(金)

午前8時30分～午後5時00分

ただし、土曜日、日曜日、祝祭日等閉庁日は除きます。

##### ② 提出書類

ア 業務に関する計画書（予算計画）（様式第4号）

※参考見積書（任意様式）を添付してください。

イ 業務に関する計画書（業務実施等）（様式第5号）

※委託業務仕様書を参考に提案してください。

ウ 業務実績調書（様式第6号）

※令和元年度以降に履行が完了した特定健康診査の受診勧奨の実績のうち5事例を記入してください。

エ 法人等に関する書類

i 履歴事項全部証明書（提出日において発行日から30日以内のもの）

ii 直近3事業年度の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書又はこれらに類するもの（親会社がある場合は、親会社に係る書類も併せて提出してください。なお、親会社が証券取引法の適用会社においては、個別及び連結財務諸表を、不適用会社においては、個別又は連結財務諸表のいずれかを（可能な場合はどちらも）提出してください。）

##### ③ 提出方法

プロポーザル参加希望者は、(5) ②各提出書類を事務局まで持参又は郵送により提出してください。

郵送の場合も、令和6年2月9日(金)午後5時00分必着となります。また、郵

送の場合は、必ず「簡易書留」としてください。

④ 提出部数

8部（正本1部、副本7部）

※副本7部のうち、5部は、企画提案書及び参考見積書のみとしてください。

※カラー刷りの場合、副本もカラー刷りで提出してください。

⑤ 注意事項

御嵩町が必要と認める場合は、追加資料の提出を求める場合があります。

(6) プロポーザル参加に際しての注意事項

① 失格又は無効

以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効となります。

ア 提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合

イ 提出された書類に虚偽の内容を記載した場合

ウ 評価の公平性に影響を与える行為があった場合

エ 本募集要領に違反すると認められる場合

オ 評価委員会構成員に対して、直接、間接問わず故意に接触を求めた場合

カ 他の提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行った場合

キ 事業者選定終了までの間に他の提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示した場合

ク 委託費の上限を超える見積額の提案を行った場合

ケ その他担当者があらかじめ指示した事項に違反した場合

② 著作権・特許権等

提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、すべて提出者が負うものとしします。

③ 複数提案の禁止

企画提案参加者は、複数の提案書の提出はできません。

④ 提出書類の変更の禁止

提出期限後の提出書類の変更、差し替え又は再提出は認めません（軽微なものを除く）。

⑤ 返却等

提出書類は、理由の如何を問わず返却しません。

⑥ 費用負担

企画提案書の作成、提出等企画提案参加に要する経費等は、すべて参加者の負担としします。

⑦ その他

ア プロポーザル参加申込書を提出した場合であっても、企画提案書の提出がなされない場合は、辞退したものとみなします。

イ プロポーザル参加者は、企画提案書の提出をもって募集要領等の記載内容に

同意したものとします。

ウ 提出された企画提案書等は、御嵩町情報公開条例（平成8年条例第2号）に基づく情報公開請求の対象となります。

エ 企画提案書の提出後に辞退をする場合は、評価委員会開催日前日の午後4時までに、辞退届（様式自由）を事務局に持参又は郵送により提出してください。また、郵送の場合は、必ず「簡易書留」としてください。

#### (7) 参考見積書作成に当たっての注意事項

参考見積書は任意様式となっています。

#### (8) プロポーザル関係書類の送付先・受付場所

【事務局】〒505-0192 可児郡御嵩町御嵩 1239 番地 1（御嵩町役場本庁舎 1 階）

御嵩町役場民生部保険長寿課国保年金係 担当：林、川野

TEL 0574-67-2111（内線 2113）

FAX 0574-67-1875

電子メールアドレス nenkin@town.mitake.lg.jp

（注意 1）上記の各種書類を指定の方法のうち、郵送、FAX又は電子メールにて提出した場合は、届いているかどうかの確認を電話にて行ってください。

（注意 2）メール送信の際は、件名に「御嵩町特定健康診査受診勧奨委託務」と記した上で、内容を簡潔に明記してください。

## 第4 評価に係る事項

### 1 評価方法等

提案の評価は、町が別に定める構成員により組織された「御嵩町国民健康保険特定健康診査データ分析及び受診勧奨委託業務プロポーザル評価委員会」（以下「評価委員会」という）が行います。なお、提案者の評価に当たっては、評価項目（別表）に基づき、提出書類及びプロポーザル参加者によるプレゼンテーション内容の評価を行い、企画提案の内容、事業の実施能力等を評価、採点します。

### 2 プロポーザル評価委員会

#### (1) 開催日

令和6年2月中旬（予定）

#### (2) 開催場所

御嵩町役場本庁舎第2委員会室（予定）

#### (3) 企画提案の所要時間

① プレゼンテーション 20分以内

② 評価委員会構成員からの質疑 10分程度



#### (4) 注意事項

- ① 開催日時、場所及び各提案者のプレゼンテーション開始時間は、後日通知します。
- ② プレゼンテーション参加者は、他の参加者の企画提案を傍聴することはできません。
- ③ 参加人数は2名までとしてください。  
ただし、コンサルタントなど応募法人以外の者は参加できません。
- ④ プレゼンテーション当日、新たに説明資料を追加することはできません。
- ⑤ パソコン、プロジェクター等の機材は使用できません、企画提案書受付期間内に提出した資料のみで、プレゼンテーションを実施してください。
- ⑥ 指定の時間に遅れた場合、評価対象としません。

### 3 評価項目及び評価基準

別表1「評価項目及び評価内容」のとおり。

### 4 最優秀提案者（契約交渉の相手方）の選定方法

上記評価項目について、提出書類内容の評価を行い、評価委員会構成員が評価・採点し、各評価委員会構成員の順位点の合計が最も高い提案者を最優秀提案者として選定します。なお、総評価点の6割を基準点とし、基準点を満たさない提案者は選定の対象としません。

順位点は下表のとおり、評価点の高い順から点を付します。

順位	1位	2位	3位	4位以下
順位点	3点	2点	1点	0点

なお、評価点が同じである者が複数いる場合は、当該順位及びその下位に当たる空位の合計点数を当該順位となった提案者の数で除して得られる点数とします。

### 5 同点数の提案者が複数生じた場合の取り扱い

各評価委員会構成員の順位点の合計が同じである者が複数いる場合は、原則として提案金額の安価な者を最優秀提案者として選定します。なお、各評価委員会構成員の順位点の合計及び提案金額が同じである者が複数いる場合は、同者らによるくじ引きにより決するものとします。

### 6 提案者が1者又はない場合の取り扱い

提案者が1者のみの場合であっても評価は実施し、評価の結果において基準点を満たすときは、当該応募者を最優秀提案者とします。  
また、基準点に満たない場合、又は提案者がいない場合は、再度公募を実施します。

### 7 選定結果等の通知及び公表

選定結果は、選定後速やかに参加者に通知するとともに、以下の内容を御嵩町ホーム

ページで公表します。

- ① 最優秀提案者（契約交渉の相手方）の名称及び評価点
  - ② 全提案者の名称（申込順）
  - ③ 全提案者の評価点（得点順）（2位以下の提案者の名称は非公表。）
  - ④ 最優秀提案者の選定理由
  - ⑤ 評価委員会構成員の氏名
  - ⑥ 最優秀提案者と契約交渉の相手方が異なる場合は、その理由
- なお、応募者が2者の場合、③は公表しません。

## 第5 契約の締結

選定した最優秀提案者と町が協議し、委託業務に係る仕様を確定させた上で、契約を締結します。仕様書の内容は、提案された内容が基本となりますが、最優秀提案者と町との協議により最終的に決定するため、委託契約額が見積額と同じになるとは限りません。

なお、選定した最優秀提案者と町との間で行う仕様の詳細事項について協議が整わなかった場合には、評価結果において、その総合評価が次に高い提案者と協議を行うこととします。

また、委託事業の実施による成果物等の著作権を含む全ての知的財産は、委託元（発注者）である御嵩町に帰属するものとします。

## 第6 業務の適正な実施に関する事項

### 1 関係法令の遵守

受託者は、高齢者の医療の確保に関する法律、労働基準法、労働関係調整法、最低賃金法、その他関係法令等を遵守してください。

### 2 業務の一括再委託の禁止

受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることができません。ただし、業務を効率的に行ううえで必要と思われる業務については、町と協議のうえ、業務の一部を委託することができます。

### 3 個人情報保護

受託者あるいは受託者から再委託を受けた者が本委託業務を行うに当たって、個人情報を取り扱う場合には、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第66条の規定に基づき、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護について、厳重に注意してください。

### 4 守秘義務

受託者は、本委託業務を行うに当たり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、または自己の利益のために利用することはできません。また、委託業務終了後も同様とします。

## 5 事業報告書の提出

受託者は、委託業務終了後、直ちに委託業務完了届、事業実施報告書を町に提出してください。

## 第7 業務の継続が困難となった場合の措置について

町と受託者との契約期間中において、受託者による業務の継続が困難になった場合の措置は、次のとおりとします。

### 1 受託者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合

受託者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合、町は契約の取消しができます。この場合、町に生じた損害は、受託者が賠償するものとします。

なお、次期受託者が円滑かつ支障なく当事業の業務を遂行できるよう、引継ぎを行うものとします。

### 2 その他の事由により業務の継続が困難となった場合

災害、その他不可抗力等、町及び受託者双方の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合、それぞれ事前に書面で通知することにより契約を解除できるものとします。

なお、委託期間終了若しくは契約の取消し等により次期受託者に業務を引き継ぐ際は、円滑な引継ぎに協力するとともに、必要なデータ等を遅滞なく提供するものとします。

## 第8 その他

契約候補者が、御嵩町から御嵩町競争入札参加資格停止措置要領及び御嵩町が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱に基づく入札参加資格停止措置を、プロポーザル評価委員会の会議の日から本契約締結の日までの期間内に受けたとき、又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当したときは、当該契約候補者と契約を締結しないものとします。また、契約後に同要綱に基づく入札参加停止措置を受けた場合、又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当した場合、原則として契約を解除します。

## 第9 問い合わせ及び各種書類の提出先

【事務局】 〒505-0192 可児郡御嵩町御嵩 1239 番地 1 (御嵩町役場本庁舎 1 階)

御嵩町役場民生部保険長寿課国保年金係 担当：林、川野

TEL 0574-67-2111 (内線 2113)

FAX 0574-67-1875

電子メールアドレス nenkin@town.mitake.lg.jp

別表1

評価項目及び評価内容		評価点				
		優良	良	普通	やや劣	劣
提案内容の妥当性 (50点)						
1 特定健康診査のデータ分析及び受診勧奨業務の目的等について (20点)						
①	事業者の技術を用いて効率的・効果的な受診勧奨を実現するためのデータ分析になっているか。	10	8	6	4	2
②	取組内容が明確になっているか	10	8	6	4	2
2 提案内容について (30点)						
①	勧奨通知物には工夫を加え、受診率向上に効果的なものになっているか。	10	8	6	4	2
②	特定健診未受診者の行動特性や課題が明らかになるよう、分析方法を工夫しているか。	10	8	6	4	2
③	勧奨計画は、受診率向上に効果的で無理のない計画になっているか。	10	8	6	4	2
実施主体の適格性 (50点)						
1 実施体制について (10点)						
①	法令を遵守し安定的・継続的に質の高い業務を遂行できる実施体制が敷かれているか。	10	8	6	4	2
2 業務実績について (10点)						
①	令和元年度以降に履行が完了した、特定健診受診勧奨業務の実績。(受託件数、受診率等)	10	8	6	4	2
3 事業費について (10点)						
①	事業費が上限額内であり、適正であるか。	10	8	6	4	2
4 法人の強みについて (20点)						
①	業務にあたり応募法人の強みが活かせるか	20	16	12	8	4
合計 (100点)						